

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和2年3月30日

月曜日

号外

目次

公 告

○特定調達契約に係る条件付一般競争入札の実施

1

公 告

特定調達契約に係る条件付一般競争入札の実施

次のとおり条件付一般競争入札（総合評価方式）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により、公告します。

令和2年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

工事番号	第 4083088号
工事名	富山県防災・危機管理センター（仮称）新築工事
工事場所	富山市新総曲輪地内
発注工種	一般建築工事
工事概要	富山県防災・危機管理センター（仮称）新築 建築面積 1,415平方メートル 延べ面積 10,464平方メートル 構 造 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造（免震構造） 階 数 地上10階、塔屋2階 その他附帯工事一式
工期	契約を締結した日の翌日から令和4年6月30日まで
予定価格	4,534,700,000円（消費税相当額を除く。）
調査基準価格	有
総合評価方式	・標準型 ・施工体制確認型

2 入札参加資格に関する事項

(1) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の構成員（以下「構成員」という。）は、次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）の確認は、入札参加資格の確認の申請の期限の日（以下「申請期限日」という。）現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件のすべてを満たしている共同企業体であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができず、既に入札書を提出しているときは、当該共同企業体の入札は無効とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けている者であること。

イ 申請期限日からこの工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成30年富山県告示第331号。以下「要綱」という。）第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。

エ 4の(6)に掲げる総合評価方式に関する技術資料（施工に係る技術提案の記載内容が適正であるものに限る。）及び施工体制確認調査票を提出していること。

(2) 共同企業体の結成に関する条件

共同企業体の構成員	2者又は3者とし、そのうち1者を代表者とする。	
経営形態	共同施工方式	
構成員の出資比率	2者	3者

	それぞれ30パーセント以上とすること。なお、構成員の出資比率は、百分率表記上の整数の比率によるものに限る。	それぞれ20パーセント以上とすること。なお、構成員の出資比率は、百分率表記上の整数の比率によるものに限る。
その他	当該工事について、この共同企業体以外の共同企業体の構成員でないこと。	

(3) 構成員に関する条件

次に掲げる条件のすべてを満たしていること。

ア 代表者

資格者名	業種	建築一式工事
簿の記載	等級	
業種等 (注1)	総合評定値 (注2)	1,300点以上
類似工事 の施工実績(注3)	期間	平成18年4月1日から申請期限日までの間
	内容	主要な構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物で、延べ面積が5,000平方メートル以上の新築又は増改築工事(以下「類似工事」という。)について、元請として施工した実績を有する者
配置予定 の技術者	この工事に専任で配置する一般建築工事に係る監理技術者又は主任技術者は、入札参加資格の確認の申請の日(以下「申請日」という。))までに3箇月以上の継続的な雇用関係にあること。	

イ 構成員(代表者を除く。)

資格者名	業種	建築一式工事
簿の記載	等級	
業種等 (注1)	総合評定 値(注2)	1,000点以上1,300点未満の者とするが、県内に本社を置く者については、850点以上とする。
配置予定 の技術者	この工事に専任で配置する一般建築工事に係る主任技術者は、申請日までに3箇月以上の継続的な雇用関係にあること。	

(注)

- 1 富山県における平成31・32年度建設工事競争入札参加資格者名簿をいう。
 - 2 経営事項審査のうち、申請日の直近の決算日を審査基準日とする経営事項審査（申請日が直近の決算日から7月以内であって、結果通知書の交付を受けていない場合には、当該決算日の前の決算日を審査基準日とする経営事項審査）の総合評定値をいう。
 - 3 元請として完成し、かつ、契約金額が500万円以上であること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- 3 入札参加資格の確認に関する事項
- (1) 入札に参加を希望する共同企業体は、次の入札参加資格確認申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出すること。

入札参加資格確認申請書（注1）	様式第1号
類似工事の施工実績	様式第2号
配置予定の技術者	様式第3号
類似工事の施工実績を証明する書類（様式第2号関連）	（次のアからウまでのいずれかの書類） ア CORINSデータ（技術データが含まれる登録内容確認書又は工事カルテ受領書）及び契約書の写し イ 富山県以外の機関が発注した工事にあつては、当該機関が発行する工事施工証明願（様式第4号） ウ ア又はイにより難しい場合は、工事の施工が証明できる書類（契約書の写し等）、工事の完成が証明できる書類（完成検査結果通知書の写し等）及び当該工事の概要が条件を満たすことを確認できる書類（特記仕様書等）
配置予定技術者の有する資格等を証明する書類（様式第3号関連）	法令による免許については、免許を証する書面の写し 監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証（表・裏）の写し（平成16年3月1日以降に交付された資格者証を所持している者については、資格者証に加えて指定講習に係る講習修了証（表・裏）の写し）
使用印鑑届書	様式第7号
その他	・富山県税について滞納がないこと（徴収猶予を受けている場合を含む。）を証した富山県総合県税事務所長が発行する納税

証明書（富山県税条例施行規則（昭和29年富山県規則第27号）第29条に規定する第43号様式（1）に限る。）の原本（各構成員分）（注2） ・共同企業体協定書の写し（共同企業体の名称に、工事名を含めること。）

（注）

- 1 電子入札システム（競争入札手続きを行うための富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）で入札する場合にあっては、電子入札システムの「入札参加資格確認申請書」提出の画面そのものであるため、別途作成のうえ、提出する必要はない。
 - 2 県税納税証明書の交付申請に不備があると、即日発行されないことがある。入札参加資格確認申請期限に間に合わないことも想定されるので、余裕をもって交付申請を行うこと。交付申請に必要な書類等、手続の詳細については、富山県総合県税事務所企画管理課管理班（076-444-4627）に問い合わせること。
- (2) 申請書等の様式は、入札情報サービスシステム（下記URL）の「入札公告情報」からダウンロードし、必要事項を記入すること。
- <http://www.pref.toyama.jp/sections/1500/d-index1.html>
- (3) 申請書等の提出期間及び場所
- 公告日の翌日から令和2年4月9日（木）まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時までに、富山県土木部管理課（以下「契約担当課」という。）に必着すること。
- ただし、電子入札システムにより入札に参加する場合は、令和2年4月9日（木）を除き、午後5時までを午後6時までと読み替える。
- なお、提出期間内に申請書等の書類を提出しない共同企業体は入札に参加できない。

（契約担当課の連絡先）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号（富山県庁本館4階）

電話(076)444-3309

(4) 提出方法

ア 電子入札システムにより入札参加資格確認の申請をする場合は、同システムの申請書提出画面（様式第1号）において、様式第2号及び様式第3号を添付して送信するとともに、その他の添付書類については、持参又は書留郵便等の発送の記録が残る方法により提出すること。

イ 県が紙による入札を承諾した者（以下「紙入札参加者」という。）が入札参加資格確認の申請をする場合は、申請書等を持参又は書留郵便等の発送の記録が残る方法により提出すること。

4 総合評価方式に関する事項

(1) 入札は、入札価格と入札価格以外の技術的な要素とを一体として評価する総合評価方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する施工体制確認型総合評価方式による。

(2) 総合評価の方法

ア 総合評価の方法は、次の式により算出して得られる数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

$$\begin{aligned} \text{評価値（注）} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格（単位：百万円）} \\ &= (\text{標準点} + \text{技術加算点} + \text{施工体制評価点}) \div \text{入札価格} \\ &\quad \text{（単位：百万円）} \end{aligned}$$

（注）評価値の有効数字は、5桁（6桁目の数字を四捨五入）とする。

イ 標準点とは、要求する要件を最低限満たしている技術提案について与える点数（100点）をいう。

ウ 技術加算点とは、(3)に規定する評価項目及び評価基準により算出される点数をいう。

エ 施工体制評価点とは、入札公告等に記載された要求要件を実現できる現実性の高さに対して与える点数（30点）をいい、施工体制評価項目として、品質確保の実効性及び体制確保の現実性を設定し、項目毎に各15点とする。

(3) 評価項目及び評価基準（技術加算点）

評価項目	評価内容	評価基準	配点	
ア 施工に係る技術提案	① コンクリート工事の品質確保に関する技術的な工夫	課題の趣旨、留意事項等は、別添の仕様書に示す。		
			項(1) 高強度コンクリート工事 (1 提案)	20点
	目(2) 高流動コンクリート工事 (1 提案)		20点	
	② 鉄骨工事の品質確保に関する技術的な工夫		項(1) 工場加工 (1 提案)	20点
			目(2) 現場加工 (1 提案)	20点
	③ 現場内で発生する騒音、振動、粉塵の抑制に関する技術的な工夫 (1 提案)		20点	
	④ 通行人・通行車両の安全確保に関する技術的な工夫 (1 提案)		20点	
配点計			120点	
イ 企業の施工能力（注1）				
施工実績	平成24年4月1日から申請期限日までの間に完成検査結果通知を受けた類似工事の実績の有無（注2）	あり（建築物が1万㎡以上で免震構造を有する場合）	10点	
		あり（建築物が免震構造を有する場合）	5点	
		なし（上記以外の場合）	0点	
ISO認定	平成31・32年度入札参加資格審査の申請時におけるISO9001の取得の有無（注3）	あり	5点	
		なし	0点	
配点計			15点	
ウ 配置予定技術者の能力（注1）				
施工実績	主任（監理）技術者としての平成18年4月1日から申請期限日までの間に通知を受けた類似工事の実績の有無（注4）	あり（建築物が1万㎡以上で免震構造を有する場合）	5点	
		あり（建築物が免震構造を有する場合）	3点	

			なし（上記以外の場合）	0点
配点計				5点
エ 企業の地域性・社会性				
主たる 営業所 の所在 地（注 5）	県内に主たる営業所を置く	構成員数	2者以上	10点
			1者	5点
			すべて県外	0点
配点計				10点
合計（満点）				150点

（注）

1 「企業の施工能力」は、評価項目のうち「施工実績」については代表者について、ISO認定については構成員のそれぞれについて評価するものとし、加点の方法等については仕様書に示す。

「配置予定技術者の能力」は、代表者の配置予定技術者について評価し、加点する。

2 「企業の施工実績」は、元請として完成し、かつ、契約金額が500万円以上の工事を対象とする。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

3 平成31・32年度入札参加資格審査の申請時以降新たに取得した場合は、登録証等（建設業に関連するものに限る。）の写しの提出を条件として加点する。

4 「配置予定技術者の施工実績」は、元請として完成し、かつ、契約金額が500万円以上の工事を対象とする。

5 主たる営業所とは、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。

(4) 技術加算点の算定

技術加算点の満点は、45点とする。よって、(3)に規定する評価項目及び評価

基準により算出された点数の合計を次の式により割り変えた点数が技術加算点となる。なお、技術加算点は、小数第三位を四捨五入し、小数第二位止めとする。

$$\text{技術加算点} = \frac{\text{入札参加者の点数の合計} \times \text{技術加算点の満点 (45点)}}{\text{配点点数の満点 (150点)}}$$

(5) 評価項目及び評価基準（施工体制評価点）

評価項目	評価内容	評価基準	配点
品質確保の実効性	品質確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その実効性を評価する。	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点
		工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点
		その他	0点
施工体制確保の確実性	施工体制確保に対する懸念について、ヒアリング、資料により、その確実性を評価する。	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札公告等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点
		工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札公告等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点
		その他	0点
配点計			30点

(6) 技術資料及び施工体制確認調査票の提出

ア 入札に参加を希望する共同企業体は、次に定める技術資料様式及びこれらに付随する添付書類（添付書類については、各技術資料様式の注意書等を参照）並びに施工体制確認調査票を提出すること。

技術資料表紙	技術資料様式第1号
技術提案書	技術資料様式第2号、第2号の2、第2号の3及び第2号の4
企業の施工能力	技術資料様式第4号
配置予定技術者の能力	技術資料様式第5号
施工体制確認調査票	別記1

イ 技術資料及び施工体制確認調査票様式は、入札情報サービスシステム（下記URL）の「入札公告情報」からダウンロードし、必要事項を記入すること。

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1500/d-index1.html>

ウ 提出期間及び場所

3の(3)に同じ

エ 提出方法

書留郵便等の発送の記録が残る方法による郵送又は持参とし、電送によるものは受け付けない。

なお、3の(1)に掲げる入札参加資格に関する添付書類とは、分けて提出すること。また、持参の場合、受付は行うが、その場での審査は行わない。

(7) ヒアリングの実施

技術資料、施工体制確認調査票及び工事費内訳書により審査を行い、必要と認められる場合は、ヒアリングを実施する。

施工体制評価項目の審査・評価方法及び施工体制確認のための追加資料については、富山県公共工事総合評価方式試行要領6及び7による。

(8) 施工に係る技術提案の内容に係る留意事項

受注者の責めに帰すべき事由により提案内容に不履行があった場合には、富山県公共工事総合評価方式試行要領の11の(2)から(4)までの規定により、再施工若しくは修補による履行の要求又は工事成績の減点及び違約金の徴収を行うことがある。

(9) 配置予定技術者に係る評価項目が設定されている場合の留意事項

ア 申請日において配置予定の技術者を特定することができない場合にあつて

は、複数の候補技術者（入札参加資格の条件を満たす者に限る。）について、技術資料を提出することができるものとする。この場合において、配置予定技術者に係る加点に当たっては、各評価項目の合計値が最も低い者の当該合計値をもって加点するものとする。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは入札書を提出してはならず、入札参加資格確認申請書を提出した者は、直ちに、当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったことが明らかになっていたにもかかわらず入札書を提出した場合は、指名停止等を行うことがある。

ウ 開札日から落札者を決定する日までの間において、配置予定の技術者の専任制の確認を行い、専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。

エ 死亡、傷病、退職等真にやむを得ないと認める場合を除き、配置技術者の工期途中における変更は認めない。やむを得ず配置技術者を変更する場合は、入札参加資格の条件を満たし、かつ、配置予定技術者に係る評価が入札時に評価対象となった配置予定技術者と同等以上となる者を配置するものとする。なお、やむを得ず同等以上の評価となる技術者が配置されない場合は、工事成績の減点及び違約金の徴収を行うことがある。

5 富山県建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されていない者の取扱い

(1) 富山県建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されていない者が当該工事の入札に構成員として参加しようとする場合は、建設工事競争入札に係る資格審査（以下「資格審査」という。）の申請を行い、開札の日時まで資格者名簿に登載されなければならない。

なお、当該資格審査の申請がない場合又は申請を受理した後、当該資格審査申請書の審査が開札の日時まで終了しない場合若しくは資格がないと認められた場合は、当該者の入札は無効とする。

(2) 資格審査の申請に関する文書は、インターネット（下記URL）において掲

載する。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1500/kj00010519-004-01.html

- (3) 資格審査申請の審査結果は、当該者に郵送する方法により、通知するものとする。
- (4) 資格を有しない旨の通知を受けた者は、資格を有しないとされた理由について説明を求めることができる。
- (5) (4)の理由の説明の要求は、当該通知の日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに、当該資格を有しないと認めた理由の説明を求める文書を持参することにより行うものとし、富山県土木部管理課において受け付けるものとする。
- (6) 当該資格を有しないと認めた理由の説明の請求に対する回答は、説明を求めた者に対し、当該説明の要求のあった日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に文書により行うものとする。
- (7) 資格者名簿の有効期間は、要綱において定める期間とする。

6 入札説明書の配付

- (1) この公告に係る電子文書、契約書案、入札心得、仕様書及び概要図（以下「入札説明書」という。）は、令和2年3月30日（月）から入札情報サービスシステム（下記URL）の「入札公告情報」に掲載し、公表するものとし、同年5月20日（水）に終了する。

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1500/d-index1.html>

- (2) 入札説明書の記載内容について質問がある場合は、公告日の翌日から令和2年5月13日（水）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに、質問内容を記載した文書を持参し、又は郵送（受付期間の締切日までに必着）により行うものとし、契約担当課において、受け付けるものとする。ただし、総合評価方式に係る事項に関する質問については、公告日の翌日から令和2年4月6日（月）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) (2)の質問に対する回答は、書面を提出した者に対して文書により行うものとし、当該質問及び回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を入札情報サービスシステムの「入札公告情報」に掲載し、公表するものとし、令

和2年5月20日（水）に終了する。

7 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、令和2年4月16日（木）までに（同日において資格者名簿に登載されていない者を構成員とする共同企業体に対しては、入札参加資格の有無を確認後速やかに）、電子入札システムを使用する方法又は郵送する方法により通知する。

なお、入札参加資格が無い旨の通知を受けた共同企業体は入札に参加することができない。

8 入札参加資格がないとされた共同企業体の理由の説明の要求

(1) 入札参加資格がない旨の通知を受けた共同企業体は、入札参加資格がないとされた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の理由の説明の要求は、令和2年4月17日（金）から同年4月23日（木）（休日を除く。）までの午前8時30分から午後5時までに、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、契約担当課において受け付けるものとする。

(3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた共同企業体に対し、令和2年4月30日（木）までに、文書により行うものとする。

9 設計図書等の配付

(1) 入札情報サービスシステム（下記URL）の「入札公告情報」からダウンロードする方法により設計図書等を配付するものとする。

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1500/d-index1.html>

(2) 設計図書等に関する質問は、令和2年3月30日（月）から同年5月13日（水）まで（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに契約担当課に質問内容を記載した文書を持参し、又は郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとする。

(3) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。

(4) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その内容を入札情報サービスシステム（下記URL）の「入札公告情報」に掲載し、公表するものとし、令和2年5月20日（水）に終了するものとする。また、紙入札

参加者に対しては、その概要を郵送又はファクシミリにより通知するものとする。

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1500/d-index1.html>

10 入札期間等

入札期間並びに開札の日時及び場所は、次のとおりとする。

- (1) 入札期間 令和2年5月18日（月）から同月20日（水）までの午前8時30分から午後6時まで（最終日は午前11時まで）
- (2) 開札日時 令和2年5月21日（木）午前9時30分
- (3) 開札場所 契約担当課

11 入札の方法等

- (1) 入札は、電子入札システムを使用する方法により行うものとするが、紙入札参加者は、契約担当課に持参し、又は郵送（書留郵便）による方法により行うものとする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、(1)で提出された入札書の金額に当該金額の10分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は、1回とする。

12 工事費内訳書の提出

- (1) 共同企業体は、電子入札システムの入札書提出画面において、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を添付して入札すること。

この場合、代表者に対する入札に関する権限についての委任状（様式第8号）を入札書に添付すること。

なお、入札書に添付できるのは一つのファイルのみであるため、工事費内訳書及び当該委任状で一つのPDFファイルを作成のうえ、添付すること。

- (2) 紙入札参加者が契約担当課に持参して入札を行う場合にあっては、入札箱に入札書を投函する前に、入札を執行する者に工事費内訳書を提出すること。

(3) 紙入札参加者が郵送する方法により入札を行う場合にあつては、二重封筒とし、表封筒に「入札書及び工事費内訳書在中」と記載し、入札者の氏名、工事名及び開札日時を明記した中封筒に所要の事項を明記し、記名押印した入札書を入れて封かんするとともに、工事費内訳書を別の中封筒に入れたうえで、書留郵便により契約担当課あてに送付すること。

(4) 工事費内訳書の様式は、入札情報サービスシステム（下記URL）の「入札公告情報」からダウンロードし、作成すること。

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1500/d-index1.html>

(5) 工事費内訳書が提出されない場合、当該者の入札を無効とする。また、工事費内訳書の内容に不備がある場合、原則として当該者の入札を無効とする。

13 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

14 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た共同企業体のした入札

(2) 入札心得（特定調達契約・電子入札・予定価格事前公表試行工事）（以下「心得（特定調達契約・電子入札）」という。）第7条各号又は入札心得（特定調達契約・予定価格事前公表試行工事）（以下「心得（特定調達契約）」という。）第10条各号のいずれかに該当する入札

(3) 2の(1)のただし書に規定する場合に該当する入札

15 落札者の決定方法

(1) 落札者は、次の要件のすべてを満たす入札参加者のうち、評価値が最も高い共同企業体とする。

ア 技術資料の内容が、要求する要件を最低限満たしていること。

イ 入札価格が予定価格を超えていないこと。

ウ 評価値が、次の式により算出して得られる基準評価値を下回っていないこと。

基準評価値＝100点（標準点）÷予定価格（単位：百万円）

(2) 評価値の最も高い共同企業体が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落

札者とする。この場合において同価の入札をした共同企業体が2者以上あるときは、当該同価の入札についてくじを行い、落札者を決定するものとする。

- (3) 落札者となるべき共同企業体の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定する。
- (4) 総合評価方式の試行対象工事であるため、入札心得のうち、落札者の決定に関する規定は、適用しない。また、開札の日時と落札者を決定する日時とは異なることがある。

16 契約の締結

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成する。
- (2) この工事の契約の締結については、事前に富山県議会の議決を要する。
- (3) 落札者の決定の日から富山県議会の議決までの間に、落札した共同企業体の構成員が富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けた場合には、当該落札者とは契約を締結しないことがある。

17 契約保証金に関する事項

契約保証金は、心得（特定調達契約・電子入札）第11条又は心得（特定調達契約）第14条の規定による。

18 配置予定技術者の確認

- (1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代理人及び主任（監理）技術者の適正配置の確認を行う。
- (2) 建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられる場合は、専任配置が可能で、かつ、受注者と3箇月以上の継続的な雇用関係にあるか否かの確認を行う。
- (3) (1)及び(2)の規定による確認の結果、現場代理人又は主任（監理）技術者の配置が適正でないとき、契約の解除若しくは指名停止又はその両方を行うことがある。

19 その他

- (1) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

- (2) 入札書及び入札に係る書類を持参により提出する場合は、正午から午後1時までの時間を除く。
- (3) この工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）、心得（特定調達契約・電子入札）及び心得（特定調達契約）の定めるところによる。
- (4) 申請書等の作成に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。なお、提出された申請書等は、返却しない。
- (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
- (6) 入札書を提出するに当たっては、6の(3)の入札説明書（総合評価方式に係る事項を含む。）に関する質問等及び9の(4)の設計図書等に関する質問等の内容を確認すること。
- (7) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件調達手続の停止等を行うことがある。
- (8) その他不明な点については、契約担当課に問い合わせること。

20 Summary

- (1) Contract subject matter: Construction Work for the “Toyama Prefectural Disaster Prevention and Crisis Management Center” (tentative name)
- (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification by electronic bidding system: April 9th 2020 at 5:00 p.m. (Application forms and relevant documents brought in person: April 9th 2020 at 5:00 p.m.) (Application forms and relevant documents submitted by registered mail: April 9th 2020 at 5:00 p.m.)
- (3) Deadline for the submission of tender by electronic bidding system: May 20th 2020 at 11:00 a.m. (Tenders brought in person: May 20th 2020 at 11:00 a.m.) (Tenders submitted by registered mail: May 20th 2020 at 11:00 a.m.)

(4) Contact point for tender documentation:

Administration Division, Public Works Department

Toyama Prefectural Government

1-7 Shinsogawa, Toyama City, Toyama Prefecture

930-8501 Japan

Telephone: 076-444-3309 (Japanese only)

様式第1号

年 月 日

入札参加資格確認申請書

富山県知事 石井 隆一 殿

下記の調達案件に関わる入札参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

- 1 調達案件番号 4083088号
- 2 調達案件名称 富山県防災・危機管理センター（仮称）新築工事
- 3 履行期限 令和4年6月30日

（提出者）

業者番号

業者名称

企業体名称（共同企業体の場合）

業者郵便番号

業者住所

役職名

代表者氏名

代表電話番号

代表FAX番号

部署名

商号（連絡先名称）

連絡先氏名

連絡先住所

連絡先電話番号

連絡先E-Mail

添付資料

(様式第2号) (共同企業体用)

類似工事の施工実績

共同企業体の名称

代表者の商号又は名称

工事名	発注者	施工場所	工期	受注形態			工事概要	備考
				単体・共同企業体の別	他の構成員	出資比率		
				単体企業 ・ 共同企業体				
				単体企業 ・ 共同企業体				

(注) 1 入札公告に示す施工実績を1件以上記入し、電子入札システムにより提出すること。(紙入札参加者は持参又は郵送により提出すること。)

また、当該施工実績を証明するものとして、次のアからウまでのいずれかの書類を持参又は郵送により提出すること。(総合評価に係る技術資料とは分けて提出すること。)

ア CORINSデータ(技術データが含まれる登録内容確認書又は工事カルテ受領書)及び契約書の写し

イ 富山県以外の機関が発注した工事にあつては、当該機関が発行する工事施工証明願(様式第4号)

ウ ア又はイにより難しい場合は、工事の施工が証明できる書類(契約書の写し等)、工事の完成が証明できる書類(完成検査結果通知書の写し等)及び当該工事の概要が条件を満たすことを確認できる書類(特記仕様書等)

2 受注形態は、単体企業又は共同企業体の別を記入し、共同企業体の場合は、他の構成員及び出資比率もあわせて記入すること。

(様式第3号)

配置予定の技術者

共同企業体の名称

	現場代理人	主任技術者等 (代表者)	主任技術者 (構成員)	主任技術者 (構成員)
技術者氏名				
商号又は名称				
最終学歴				
法令による免許				
採用年月(雇用期間)	年 月 (年 ヶ月)	年 月 (年 ヶ月)	年 月 (年 ヶ月)	年 月 (年 ヶ月)

- (注) 1 現場代理人は、現場に常駐できる者を記入すること。
 2 主任技術者等とは、建築工事に係る主任技術者又は監理技術者(原則として、国家資格を有する者に限る。)のことをいい、発注者から直接工事を請け負い、そのうち4,000万円(建築一式工事にあっては、6,000万円)以上について下請契約をした上で工事を施工しようとするときは、主任技術者に代えて監理技術者を配置すること。
 代表者にあっては主任技術者又は監理技術者を、その他の構成員にあっては主任技術者をそれぞれ1人記入すること。
 なお、申請日において配置予定の技術者を特定することができない場合にあっては、複数の候補技術者(入札参加資格の条件を満たす者に限る。)について、記入することができる。(ただし、この場合において、配置予定技術者の能力に係る加点に当たっては、各評価項目の合計値が最も低い者の当該合計値をもって加点される。公告4(9)ア参照)
 3 現場代理人と主任技術者等とは兼務することができる。
 4 配置予定の技術者の資格等を証明する書類として、次の書類を持参又は郵送により提出すること。
 ア 法令による免許については、免許を証する書面の写し
 イ 監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証(表・裏)の写し(平成16年3月1日以降に交付された資格者証を所持している者については、資格者証に加えて指定講習に係る講習修了証(表・裏)の写し)
 ウ 配置予定技術者が企業と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることが確認できる資料の写し

(様式第4号)

工事施工証明願

年 月 日

殿

(受注者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

入札参加資格確認申請のため、富山県に提出する必要がありますので、下記工事を単体企業又は共同企業体の構成員として施工したことを証明願います。

記

工事名						
工事場所						
契約金額						
受注形態	単体企業／共同企業体 (出資比率 %)					
契約日	年 月 日	工期	年 月 日から	年 月 日まで	工事完成日	年 月 日
工事内容						

上記のとおり施工したことを証明する。

年 月 日

証 明 者

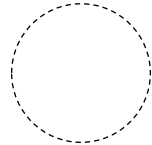
(様式第7号)

使用印鑑届書

1 共同企業体代表者
商号又は名称
代表者氏名



法人使用印

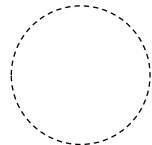


代表者使用印

構成員
商号又は名称
代表者氏名



法人使用印

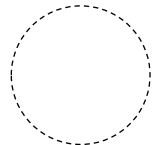


代表者使用印

構成員
商号又は名称
代表者氏名



法人使用印

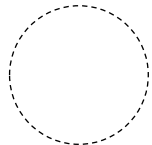


代表者使用印

2 共同企業体代表者
商号又は名称
代表者氏名



法人使用印



代表者使用印

上記1の印鑑は契約の締結のために使用し、上記2の印鑑は代金の請求受領のために使用したいのでお届けします。

年 月 日

富山県知事 石井 隆一 殿

住 所

共同企業体の名称

代 表 者

印

(様式第8号)

(特定建設工事共同企業体・ICカード委任用)

委 任 状

(受任者) ○○○○○○○○工事共同企業体
 代表者
 住 所
 商号又は名称
 代表者氏名

私は、上記の者を代理人と定め、富山県防災・危機管理センター（仮称）新築工事について次の権限を委任します。

委任事項

当該工事の入札を電子入札で行うに当たり、上記の者名義のICカードを使用すること。

年 月 日

富山県知事 石井 隆一 殿

(委任者) ○○○○○○○○工事共同企業体
 構成員
 住 所
 商号又は名称
 代表者氏名 印

(委任者) ○○○○○○○○工事共同企業体
 構成員
 住 所
 商号又は名称
 代表者氏名 印

技術資料様式第 1 号

令和 年 月 日

富山県知事 石井 隆一 殿

共同企業体の名称
 代表者の住所
 代表者の商号又は名称
 代表者氏名 印

その他構成員の住所
 その他構成員の商号又は名称
 代表者氏名 印

その他構成員の住所
 その他構成員の商号又は名称
 代表者氏名 印

下記工事の技術資料及び施工体制確認調査票を提出します。なお、添付の資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

工事番号 第 4 0 8 3 0 8 8 号

工 事 名 富山県防災・危機管理センター（仮称）新築工事

添付資料 以下のとおり

	チェック欄	添付資料	備考
必 須	<input type="checkbox"/>	様式第 2 号、第 2 号の 2、第 2 号の 3、第 2 号の 4	
	<input type="checkbox"/>	様式第 4 号	構成員ごとに作成
	<input type="checkbox"/>	経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し（様式第 4 号 1）	構成員ごとに作成
必 須	<input type="checkbox"/>	施行体制確認調査票（別記 1）	
任 意 ◎ 必要 な 場 合	<input type="checkbox"/>	I S O 9 0 0 1 登録証等の写し（様式第 4 号 2）	構成員ごとに作成
	<input type="checkbox"/>	類似工事の内容が的確に判断できる書類（様式第 4 号 3）	代表者のみ
	<input type="checkbox"/>	様式第 5 号	代表者のみ
	<input type="checkbox"/>	工事の内容が的確に判断できる書類（様式第 5 号 注 1）	代表者のみ

※ 申請者は、添付した資料を確認の上、チェック欄に必ずチェックすること。

問い合わせ先

担 当 者 :

部 署 :

電 話 番 号 :

技術資料様式第2号

技術提案書

工事名：富山県防災・危機管理センター（仮称）新築工事

共同企業体名：

■技術提案課題 ① コンクリート工書の品質確保に関する技術的な工夫

具体的な技術提案

(1) 高強度コンクリート工事

ア 提案の具体的な内容（提案内容はひとつのみとする。）

イ 提案を実施することによる効果（可能な限り具体的に数値等を示すこと。過去の実施例によるデータも可。）

(2) 高流動コンクリート工事

ア 提案の具体的な内容（提案内容はひとつのみとする。）

イ 提案を実施することによる効果（可能な限り具体的に数値等を示すこと。過去の実施例によるデータも可。）

- 注) 1 構造物の所要性能が低下する内容の提案をすることはできない。
2 他機関、他工事等との協議・調整が必要となる提案又はそのおそれのある提案をすることはできない。
3 技術提案書は本様式を用い、簡潔に記述すること。
なお、本課題に係る技術提案は、本様式1枚ないし2枚以内に記載すること。

技術資料様式第2号の2

技術提案書

工事名：富山県防災・危機管理センター（仮称）新築工事

共同企業体名：

■技術提案課題 ② 鉄骨工事の品質確保に関する技術的な工夫

具体的な技術提案

(1) 工場加工

ア 提案の具体的な内容（提案内容はひとつのみとする。）

イ 提案を実施することによる効果（可能な限り具体的に数値等を示すこと。過去の実施例によるデータも可。）

(2) 現場加工

ア 提案の具体的な内容（提案内容はひとつのみとする。）

イ 提案を実施することによる効果（可能な限り具体的に数値等を示すこと。過去の実施例によるデータも可。）

- 注) 1 構造物の所要性能が低下する内容の提案をすることはできない。
2 他機関、他工事等との協議・調整が必要となる提案又はそのおそれのある提案をすることはできない。
3 技術提案書は本様式を用い、簡潔に記述すること。
なお、本課題に係る技術提案は、本様式1枚ないし2枚以内に記載すること。

技術資料様式第2号の3

技術提案書

工事名：富山県防災・危機管理センター（仮称）新築工事

共同企業体名：

■技術提案課題 ③ 現場内で発生する騒音、振動、粉塵の抑制に関する技術的な工夫

具体的な技術提案

ア 提案の具体的な内容（提案内容はひとつのみとする。）

イ 提案を実施することによる効果（可能な限り具体的に数値等を示すこと。過去の実施例によるデータも可。）

- 注) 1 構造物の所要性能が低下する内容の提案をすることはできない。
2 他機関、他工事等との協議・調整が必要となる提案又はそのおそれのある提案をすることはできない。
3 技術提案書は本様式を用い、簡潔に記述すること。
なお、本課題に係る技術提案は、本様式1枚ないし2枚以内に記載すること。

技術資料様式第2号の4

技術提案書

工事名：富山県防災・危機管理センター（仮称）新築工事

共同企業体名：

■技術提案課題 ④ 通行人・通行車両の安全確保に関する技術的な工夫

具体的な技術提案

ア 提案の具体的な内容（提案内容はひとつのみとする。）

イ 提案を実施することによる効果（可能な限り具体的に数値等を示すこと。過去の実施例によるデータも可。）

- 注) 1 構造物の所要性能が低下する内容の提案をすることはできない。
2 他機関、他工事等との協議・調整が必要となる提案又はそのおそれのある提案をすることはできない。
3 技術提案書は本様式を用い、簡潔に記述すること。
なお、本課題に係る技術提案は、本様式1枚ないし2枚以内に記載すること。

<各構成員ごとに作成>

技術資料様式第4号

企業の施工能力

工事名：富山県防災・危機管理センター（仮称）新築工事

共同企業体名：

会社名：

1 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）（必須）

通知日が、この入札の公告の日までの間のものうち、直近のもの（写し）を添付すること。

2 IS09001認定の取得状況（入札参加資格の確認の申請の期限の日において適用される入札参加資格者名簿に係る入札参加資格審査の申請後に取得した場合のみ記入）

IS09001認定の取得状況	取得年度	年度	認定番号
----------------	------	----	------

（注） IS09001（建設業に関連するものに限る。）の登録証等の写しを添付すること。

3 類似工事の施工実績（代表者のみ）

入札公告に示す評価期間内に通知を受けた類似工事の実績を記入すること。

類似工事の施工実績	工 事 名			
	発注機関名			
	施 工 場 所			
	工 期			
	契約金額（円）			
	受注形態	単体・共同企業体の別		
		出 資 比 率		
工 事 概 要				

（注） 1 工事の内容が的確に判断できる必要最小限度の資料（CORINSの竣工時工事カルテ受領書、竣工時工事カルテ、工事成績通知書の写し等。CORINSに未登録の場合は、契約書、一般図、工事成績通知書の写し等）を添付すること。

2 契約金額は、最終の請負金額（税込み）を記入すること。

<代表構成員について作成>

技術資料様式第5号

配置予定技術者の能力

工事名：富山県防災・危機管理センター（仮称）新築工事

共同企業体名：

代表者の名称：

配置予定技術者の 従事役職・氏名		〇〇技術者 〇〇 〇〇
類似 工事 の 施 工 実 績	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	最終契約金額（円）	
	受注形態	単体／JV
	従事役職	主任技術者、監理技術者等
	従事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	工事概要	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号） ・ 無

(注) 1 施工実績は、工事の内容が的確に判断できる必要最小限度の資料（CORINSの竣工時工事カルテ受領書、竣工時工事カルテ、工事成績通知書の写し等。CORINSに未登録の場合は、契約書、一般図、工事成績通知書の写し等）を添付すること。

別記1

施工体制確認調査票

共同企業体の名称

代表者の住所
代表者の商号又は名称
代表者氏名

その他構成員の住所
その他構成員の商号又は名称
代表者氏名

その他構成員の住所
その他構成員の商号又は名称
代表者氏名

下記の工事に係る施工体制に関する調査質問事項については、下記のとおり確認しました。

記

- 1 工事番号 第4083088号
- 2 工事名 富山県防災・危機管理センター（仮称）新築工事
- 3 施工体制に関する調査質問事項

	内容	該当・非該当の別(※)
①	入札公告等に記載されている要求要件を実現できること。	該当 ・ 非該当
②	建設副産物の受け入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うこと。	該当 ・ 非該当
③	安全確保の体制を構築すること。	該当 ・ 非該当
④	品質確保の体制を構築すること。	該当 ・ 非該当
⑤	下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制を確実に構築すること。	該当 ・ 非該当
⑥	資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制を確実に構築すること。	該当 ・ 非該当
⑦	配置予定技術者が必要な資格を有し、確実に配置すること。	該当 ・ 非該当

(※) 入札参加者は、調査質問事項（左欄）を満たすかを確認の上、右欄の「該当」又は「非該当」に○印を付すこと。